

特別養護老人ホーム ひまわり・安城 重要事項説明書

令和6年10月1日現在

特別養護老人ホーム ひまわり・安城の入所サービスの提供にあたり、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意いただきたいことなど説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 愛生館 |
| (2) 法人所在地 | 愛知県碧南市鷺林町4丁目109-1 |
| (3) 電話番号 | 0566-41-0865 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 小林清彦 |

2 事業所の概要

(1) 事業所名称等

- | | |
|----------|-------------------|
| 事業所名 | 特別養護老人ホーム ひまわり・安城 |
| 所在地 | 愛知県安城市福釜町下山81-1 |
| 電話番号 | 0566-92-0088 |
| 開設年月日 | 平成30年4月1日 |
| 介護保険指定番号 | 2373102165 |
| 入所定員 | 100名 |

(2) 特別養護老人ホーム ひまわり・安城の基本方針

「家庭的な雰囲気の中で一人ひとりの意志と人格を尊重し、自分らしい人生がより豊かに送れるように寄り添います。」

ユニット型特別養護老人ホームの運営に関する基準から、入居者一人一人の意志及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営む事を支援します。また、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進する事を目的とする事業を行なう者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

運営方針

- ① 自分らしい生活を継続するため、一人ひとりに合わせた対応をします。
- ② 入居者相互の関係、家庭と地域との結びつきを大切にし、心の通い合う明るいホームを目指します。
- ③ 専門職としての知識・技術により、生活の質の向上を目指し、自律した日常生活が送れるように支援します。
- ④ 地域との交流を深め、医療・介護・福祉サービスとの密接な連携とサービスができるよう努めます。
- ⑤ ボランティア活動を積極的に推進し、コミュニティの輪を広げます。

(3) 施設の設備概要

定員	10名×10ユニット 100名
居室	1ユニット10室
浴室	2ユニットに1室、機械浴室3F、4Fに1室ずつ
医務室	1室 3F
相談室	3室 1F
地域交流スペース	1F 150名収容可能

(4) 施設の職員体制・勤務体制

職種	員数	職務
施設長	1人（常勤兼務）	従業員及び業務全般を統括する。
医師	1人（非常勤専従）	診察、健康管理及び保健衛生指導についての業務を行う。
看護職	常勤換算方法で5人以上	入居者の心身の状況等を的確に把握し、医師の指示により、入居者の診療の補助、健康管理、保健衛生に従事する。
介護職	常勤換算方法で34人以上	入居者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活の介護や入居者の健康に留意し、その他必要な業務の提供にあたる。
機能訓練指導員	1人以上（常勤専従）	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
管理栄養士	1人以上（常勤専従）	献立作成、栄養ケアマネジメント、経口摂取の維持、療養食の提供、給食調理業務の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
歯科衛生士	1人以上（非常勤兼務）	口腔ケアの指導、介助と義歯の調整支援など口腔内環境の改善に伴う業務に従事する。
介護支援専門員	1人以上（常勤専従）	施設サービス計画の作成、実施状況の把握、相談支援に従事する。
生活相談員	1人以上（常勤専従）	生活相談、面接、身上調査並びに入居者処遇の企画及び実施に関することに従事する。
事務員	1人以上	庶務、介護保険関連業務及び会計業務等必要な事務を行う。

※従業員定数は、国及び県の配置基準を下回らない人数とする。

※上記に定める者のほか、施設の運営上必要な従業員を配置するものとする。

(5) 施設サービスの内容および留意事項

「特別養護老人ホーム ひまわり・安城のご案内」をご覧ください。

(6) 利用料について

「特別養護老人ホーム ひまわり・安城利用料金表」をご覧ください。

(7) 入院、外泊時等の対応

- ① 入院や外泊時に居室利用の継続を希望される場合、日数に応じた費用がかかります。
詳しくは「特別養護老人ホーム ひまわり・安城利用料金表」をご覧ください。
- ② 入院、外泊中に、居室を空床利用型ショートステイとして利用させていただく場合があります。
その際、お荷物は施設でお預かりさせていただきます。
- ③ 長期の入院見込み、入居生活再開が困難と判断した場合、合意の上で退居手続きを進めます。

(8) 協力医療機関について

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入居者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関	所在地・電話番号	診療科目
医療法人愛生館 小林記念病院	碧南市新川町 3-88 0566-41-0004	内科(循環器・消化器・呼吸器・糖尿病・神経・老年・腎臓(人工透析)・漢方)、外科、整形外科、リハビリテーション科、眼科、泌尿器科、肛門外科、放射線科、麻酔科
安城更生病院	安城市安城町 東広畔 28 番地 0566-75-2111	内科(血液・腫瘍・内分泌・糖尿病・消化器・神経・循環器・腎臓・呼吸器・膠原病・緩和ケア)・精神科・小児科・新生児科・臨床検査科・外科(整形・リウマチ・形成・脳神経・心臓血管・呼吸器・小児)・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科・病理診断科・救急科・歯科口腔外科
協力歯科医療機関	所在地・電話番号	診療科目
都築歯科	安城市榎前町 北山 138 0566-92-7778	歯科

(9) 緊急時の対応について

入居者の容態に変化があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講じるほか、「緊急連絡先記入用紙」にご記入いただいた連絡先に速やかに連絡します。

(10) 非常災害対策

施設において災害・非常事態の発生に備えて次に掲げる措置を講じます。

1. 消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要な設備を設けます。
2. 非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、消防関係者の参加、または助言を得ることにより従業員及び入居者、地域住民が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年 2 回以上実施します。そのうち 1 回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施します。
3. 入居者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、スタッフコール等最も適切な方法で、従業員に事態の発生を知らせられるようにします。
4. 施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっています。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されています。
5. 施設は、感染症や災害が発生した場合にあっても、入居者が継続してサービス提供を受けられるよう業務継続計画を策定し、研修及び訓練(シミュレーション)を年 2 回以上実施します。

(11) 感染症対策

施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

1. 感染症又は食中毒の予防及び、まん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随時見直します。
2. 感染対策責任者を定め、感染症又は食中毒の予防及び、まん延の防止のための対策委員会を 3 ヶ月に 1 回以上、定期的を開催します。
3. 感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を年 2 回以上実施します。
4. その他関係通知の遵守、徹底を行います。

(12) 事故発生の防止及び発生時の対応

1. 安全かつ適正に質の高いサービスを提供するために事故発生の指針を定め、事故を防止するための体制を整備します。
2. 入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に対して連絡を行う等、必要な措置を講じます。
3. 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。
4. サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(13) 人権の擁護及び虐待の防止

入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講じます。

1. 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者、専任担当者の選定及び必要な体制の整備
2. 成年後見制度の利用支援
3. 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
4. 従業員は入居者に対して以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待行為を行ってはならない。
 - ・叩く、蹴る等直接入居者の身体に侵害を与える行為。
 - ・合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
 - ・廊下に出す、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
 - ・強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - ・食事を与えないこと。
 - ・入居者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - ・乱暴な言葉使いや入居者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - ・施設を退居させる旨、脅かすような言葉による精神的苦痛を与えること。
 - ・性的な嫌がらせをすること。
 - ・当該入居者を無視すること。

(14) ハラスメントの防止

施設は、全てのハラスメントを防止するため、次に掲げる措置を講じています。

1. 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメント対策の指針を策定し、従業員、入居者、家族等に周知します。
2. ハラスメントの相談に対応する担当者、相談窓口を設置し、従業員に周知します。
3. 入居者・家族等からのハラスメント（著しい迷惑行為）が行われた場合、速やかに解決に向けた対応を行い、解決が困難な場合には契約解除を行います。

(15) サービス内容に関する相談・苦情窓口

要望苦情につきましては、担当者にお寄せいただければ速やかに対応させていただきます。また、窓口には「意見箱」を設置させていただきます。管理者に直接お申し出いただけます。

【苦情解決責任者】施設長：竹内 稜夫

【苦情受付担当者】生活相談員：神谷 雅俊、榊原 成美

電話番号：0566-92-0088

以下、行政等の担当窓口でも苦情・相談対応を行っています。

窓 口	担当課	電話番号	FAX 番号
碧 南 市 役 所	高齢介護課	0566-41-3311(代表)	0566-46-5510
高 浜 市 役 所	いきいき広場	0566-52-9871(直通)	0566-52-7918
西 尾 市 役 所	長寿課	0563-56-2111(代表)	0563-64-0995
安 城 市 役 所	高齢福祉課	0566-76-1111(代表)	0566-74-6789
岡 崎 市 役 所	介護保険課	0564-23-6000(代表)	0564-23-6262
刈 谷 市 役 所	長寿課	0566-23-1111(代表)	0566-23-1105
愛知県国民健康保険団体連合会	介護保険課	052-971-4165(専用)	052-962-8870(共用)

(16) 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

2018年4月1日作成

2024年10月1日最終改訂

(17) 改訂履歴

2018年4月1日作成

2019年4月1日改訂

2019年10月1日改訂

2020年4月1日改訂

2020年10月1日改訂

2021年4月1日改訂

変更点：(4) 従業員施設の職員体制・勤務体制の表記、内容
(10) 非常災害対策の表記、内容
(11) 感染症対策の内容
(14) ハラスメント対策を追加記載

2021年7月1日改訂

変更点：(15) 苦情解決責任者

2023年1月1日改訂

変更点：(16) 第三者評価の実施状況について追加記載

2024年5月1日改定

変更点：(7) 入院、外泊時等の対応について 内容

2024年10月1日改定

変更点：(15) 苦情解決責任者